


ウォーターエージェンシー労働組合連合会
議長 村越俊之殿
ウォーターエージェンシー大阪労働組合
執行委員長 石水康喜殿


平成27年6月16日付け(東京)および平成27年8月4日付け(大阪)にて締結した『新人事制度に関する協定書』のうち、仮格付に関する部分において、協定締結の前提となっていた運用方法について、平成27年9月、10月に行った新資格等級の内示過程で従前の会社説明とは異なる対応を労働組合に諮ることなく実施しました。


このことは労使間の信頼を損ねる行為であったと認識しており、深く反省しております。


平成28年2月29日


株式会社ウォーターエージェンシー


代表取締役社長 柳原 秀明 

取締役 岡野谷 真助 

取締役 吉川 明利 

取締役 高橋 浩 

取締役 石川 好美 

執行役員 山口 孝雄 



発行
日本ヘルス工業
分会執行部

仮格付け団交集約 格下げになった人へ謝罪金

甘い役員処分

資格等級仮格付け団交集約

2月29日ウォーターエージェンシー大阪労働組合・ウォーターエージェンシー大阪労働組合共闘の統一要求が提出されました。午前に要求をまとめ午後一番に会社に提出後、かねてより労使が紛争状態になっていた資格等級仮格付けの団体交渉が行われました。会社が一方的に組合との協定を破棄した後、不誠実な対応を続けていた会社から新たなガイドラインが事前に提示され、組合がそれに意見書を提示する形で団交が進み内容的には不安と、不満が残ります。

④ 今回の不手際に対する役員処分は、社長が1割3ヶ月減俸、常務が2割3ヶ月減俸(社外取締役黒須弁護士含む経営監査委員3名より)。⑤ 組合との協定破棄や不誠実な団体交渉を重ねた解決金として12月21日と2月5日に行われた団交分の交通費を各組合の口座に振り込む。の主な5点でまとめました。

すが妥結に至りませんでした。内示の時より格下げになった人への謝罪金や差額の遡及の他、① 昇格しなかった人へ役員の直接面談と説明は岡野谷常務と吉川総務本部長が中心にできる限り速やかに行う。② 新たなC1とC2の仮格付けの異議申し立て期間は年度内を目指し、不満のある人を先に役員的面談と説明を行う。③ 役員手当の提案期日は3月中旬に行い、4月中旬に組合で論議し5月の定期昇格に間に合うように努め

春闘一時金団交
3月16日(水)
13時から
場所 LEN 飯田橋
執行委員は参加してください。